

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03911

研究課題名(和文) 社会的包摂を視点とした介護労働力の政策化とキャリア形成にむけての国際比較研究

研究課題名(英文) International comparative study toward policy making of care workforce from the viewpoint of social inclusion and career formation.

研究代表者

森山 治 (MORIYAMA, OSAMU)

金沢大学・経済学経営学系・教授

研究者番号：40322870

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：社会的包摂を視点とした国際比較研究(主にフィンランド)の結果から、以下の点を確認できた。ラヒホイタヤ教育は移民を含めて、フィンランドで定職を確保するうえで大きな役割を担っていること。補助介護職種教育は、言語能力の不足する移民労働者に対して職業機会の拡大をもたらしていること。他方我が国の限定的な外国人労働者の受入は3つに分かれており、問題が多く介護人材の確保に結びついていない。

今後外国人介護人材を確保するには、高等教育機関での教育効果及び定着可能性の高い、若年層への対応、就労困難者を含めた補助職種の創設等の検討が必要である。

研究成果の概要(英文)：From the results of international comparative studies (mainly Finland) from the viewpoint of social inclusion, the following points were confirmed. L¨hihoitaja Education, including immigrants, plays a major role in securing work in Finland. Assistant care work education has resulted in expansion of occupational opportunities for immigrant workers with lack of language skills.

In order to secure foreign care human resources in Japan, it is necessary to consider educational effects, correspondence to young people with high probability of permanent resident, creation of supplementary occupation including those with difficulty in work.

研究分野：社会福祉

キーワード：介護労働 介護教育 移民労働 ラヒホイタヤ

1. 研究開始当初の背景

先進諸国において少子高齢化社会が進行するなか、高齢者介護を中心とした介護労働力の不足が共通に深刻化している。将来にわたり介護労働力が不足することが明らかである現状に対して、各国共に行われている政策には、自国内での介護人材養成に加えて、発展途上国を中心とした近隣諸国からの介護労働力の受け入れがある（介護のグローバル化）。我が国では2000年代に入り、経済連携協定（EPA）の締結により、フィリピン、インドネシア、ベトナムからの介護労働者の受入が開始されてきた。介護労働者を受け入れる我が国と送り出す国との間には一見win-winな関係性があると思われるが、現実にはEPAによる来日希望者は減少しており、有資格者となった者のなかからも一定数が帰国するなど、制度の定着化にはほど遠い状況にある。昨今は外国人技能実習制度の対象に介護を追加する事も検討されているが、この制度に対しては国連の人権に関する報告書(2011)において強制労働との批判も受けており、現実には多くの課題も抱えている。(注2017年11月1日「技能実習法」施行により介護職種が追加された。)

外国からの介護労働者の受け入れは、国により異なった政策方針をとっているが、我が国の場合は単純労働・期限付き雇用に限定した政策を採用しているため、外国人介護労働者の確保や定着にはいまだ多くの課題が残されている。

しかしながら、世界規模での経済のグローバル化、労働力のグローバル化は進んでおり、介護のグローバル化のみを阻止することはできない。21世紀は国際的な視点に立った介護の社会化は必須であり、移民政策という大きな視点を踏まえた国際的な介護労働力移動の仕組みを構築することが求められている。その際には、文化・習慣の異なる外国人労働者及びその家族が定着できる教育、生活環境を整えていく必要がある。そのためには受入側の共通理念が必要であり、理念の鍵となるのが社会的包摂の概念であると考えた。

加えて、我が国には東アジア出身者を中心とする、海外から来日し定住された方々が多く存在する。グローバル化が進む我が国においても他国（母国）で身につけた言語や習慣に対応した介護実践がいままで以上に求められてくる。介護の質を保証する意味においても、外国の言葉や文化・習慣等をみにつけた外国人介護労働者は必要とされている。その為には、介護労働力を量的に求めるだけでなく、介護労働者の育成と、国際化を考慮した介護の質の追求が求められている。

あわせて外国からの受入体制の構築だけではなく、国内で働く労働者の定着や新たな人材の確保にむけた労働条件の向上やキャリア形成システムの再編も必要不可欠と考えている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本・フィンランド・フランスの介護人材の育成と労働政策、移民政策を社会的包摂の視点から比較・整理することを通して、流動化・国際化する介護人材の導入政策及びキャリア形成を視野に入れた我が国の介護人材育成に対する政策課題を明らかにすることである

3. 研究の方法

日本とフィンランドの移民労働政策、介護人材政策を主に比較研究することをおして、以下にあげる3点の課題を抽出と整理をおこなった。

社会的包摂の概念及びそこから導き出される移民労働政策の相違について整理をおこない、課題を抽出する。

介護労働力のグローバル化を促進するための課題を抽出する。

我が国の介護人材確保にむけた労働条件の向上やキャリア形成システムの再編にあたっての課題を抽出する。

4. 研究成果

研究の途中、内戦等による世界情勢の大きな変化によりヨーロッパ諸国へ大量の難民が流入した。多くの難民が流入することが一つのきっかけとなり、ヨーロッパ諸国において民族主義政党の台頭をまねき、研究対象国の移民政策にも影響が見られ、本研究にも支障をきたすこととなった。その結果、研究対象国一部を変更するなどの対応が迫られた。

社会的包摂を視点とした国際比較研究（主にフィンランド）の結果から、以下の点を確認できた。

ラヒホイタヤ教育は移民を含めて、フィンランドで安定した職業を確保するうえで大きな役割を担っていることが再確認出来、近年新たにラヒホイタヤの補助介護職種教育を導入することにより、言語能力が不足する移民労働者に対して職業機会の拡大をもたらしている。我が国とフィンランドに共通する汎用性のない言語を使用する国において、第一言語の能力を習得することは定住と就労の絶対条件であるといえる。しかし、言語能力の取得については個人差・年齢差も大きく、経済的な自立に結びつかないケースが見受けられる。介護補助者は、ラヒホイタヤや看護師が仕事に専念できるように介護の補助をおこなうことを目的としている。一人で仕事に従事することは出来ないが、ラヒホイタヤの資格を得ることも将来的に可能となっている。

教育（職業訓練）と就労経験（一定の収入保障）を基盤として将来のキャリア形成を含んだ補助介護職種教育は、我が国における外国人技能実習制度と比較して有益な方法と考えられる。加えて今後外国人介護人材を確保するには、教育効果及び定着可能性の高い、

若年層への対応が必要と考えられる。

さらに障がい等を理由とする就労困難者に対する就労機会にも結びついていく可能性があると考えられる。

次にフィンランドでは、1993年に親族介護支援制度が示され、2005年に親族介護支援法が制定(2006年に施行)されている。親族介護支援制度は、在宅における要介護者を介護する家族や親族等の者と自治体が親族介護契約を交わす枠組みを示したものであり、親族介護者に介護報酬を支払うユニークな制度といえる。この制度は介護サービスと並立して存在し、制度利用者及び家族にその選択権を委ねている。

制度の特徴は複数あるが、そのなかでも最大の特徴は、親族介護者が家庭内で行うケアは、「労働」「仕事」として明確に位置づけられていることである。親族介護支援制度は自治体との業務委託・請負契約関係を規定するものであり、そこでの親族介護は公的サービスの一環として要介護者に対して行われている。親族介護はこの点において、日本の家族介護とは異なり、アンペイドワークやボランティア・無償奉仕ではない。

「労働」「仕事」として明確に位置づけることは、親族介護者による要介護者の十分なケア保障の遂行が前提となる。契約関係の中で、親族介護者には契約内容通りのケアをする義務が生じ、他方、自治体には介護報酬の支払いや、親族介護者の状態に配慮をする義務が生じる。

我が国においては、親族介護によるケアを「労働」「仕事」としてみる見解は、介護保険成立時の議論に遡ってみても容認される状況にないが、ドイツ・韓国の介護保険制度ではこうした手法は一部取り入れられており、国及び地方自治体による介護保障の義務の明確化を前提としたうえでの議論となるが、検討の余地は十分あるものとする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

森山治(2017)「家族介護制度についての一考察」『実践と研究』16号石川県社会福祉士会 p1~11

井口克郎(2016)「介護労働者の労働条件と介護サービスの質をめぐる状況と課題」『生活経済政策』第235巻一般財団法人生活経済政策研究所 p10~15

井口克郎(2016)「介護保障抑制政策下における在宅介護者の実態」『日本医療経済学会会報』第33-1 p5~32

曾我千春(2016)「高齢者の貧困状態」『貧困研究』第16巻 p60~67

森山千賀子(2016)「介護離職問題から考える介護保障」『国民医療』第333巻 p11~15

井口克郎(2015)「介護保険制度改革が地域で暮らす人々の生活の自律にもたらす影響」『貧困研究』vol.15 p45~56

小澤裕香(2015)「フランスにおける就労困難者への雇用政策」『金沢大学経済論集』第36巻第1号 p145~170

〔学会発表〕(計3件)

井口克郎・森山治「在宅介護者の健康権保障に向けた在宅介護制度構築への視座」2017年12月2日 日本医療福祉政策学会 神戸大学

羅小妹・森山治・森山千賀子「アジアにおける介護人材の教育制度に関する研究」

2016年9月4日 日本介護福祉学会 長野大学

森山治「外国人介護福祉士養成教育の現状と課題」公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会平成27年度全国研修会分科会特別講師(招待)2015年11月19日 ホテルイースト21東京

井口克郎「社会保障制度改革推進法と在宅介護者をめぐる状況」日本医療経済学会第39回研究大会 2015年12月5日大阪国際会議場

〔図書〕(計3件)

森山治・森山千賀子・井口克郎・神崎淳子(2018)『社会的包摂を視点とした介護労働力の政策化とキャリア形成に向けての国際比較研究』(科学研究費助成研究報告書)編集:森山治 印刷製本:田中昭文堂

曾我千春(2017)『高齢期社会保障改革を読み解く』自治体研究社(分担執筆)

曾我千春(2016)『なぜ母親は娘を手にかけたのか』旬報社(分担執筆)

6. 研究組織

(1)研究代表者

森山 治 (MORIYAMA OSAMU)

金沢大学・経済学経営学系・教授

研究者番号: 40322870

(2)研究分担者

井口 克郎 (INOUCHI KATUROU)

神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授

研究者番号: 10572480

神崎 淳子 (KANZAKI JUNKO)

金沢大学・人間社会環境研究科・客員研究員

研究者番号: 00569353

森山 千賀子 (MORIYAMA CHIKAKO)

白梅学園大学・子ども学部・教授

研究者番号: 50341897

曾我 千春 (SOGA CHIHARU)

金沢星稜大学・経済学部・教授

研究者番号: 20413239

小澤 裕香 (OZAWA YUKA)
金沢大学・経済学経営学系・准教授
研究者番号：00582032